

所得控除の種類と計算方法

※控除・年齢の要件は12月31日(前年中に配偶者・親族が死亡した場合は、その時点)の現況で判定します。

所得控除の種類	概要・計算方法		
雑損控除	<p>前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等の合計 × 10%) ②(損失の金額 - 保険等の補てん額)のうち災害関連支出の金額 - 5万円 ①、②のうちいざれか多い方の金額 = 控除額</p>		
医療費控除	<p>下記(1),(2)どちらか一方のみ適用可能</p> <p>(1)従来の医療費控除 $\text{支払った医療費} - \text{保険等の補てん額} - (\text{総所得金額等の合計} \times 5\%) \text{と} 10\text{万円のいざれか少ない方の金額}$</p> <p>※限度額 200万円</p> <p>(2)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) $\text{対象医薬品の購入額} - \text{保険等の補てん額} - 12,000\text{円}$</p> <p>※限度額 88,000円</p>		
社会保険料控除	<p>支払額 = 控除額</p> <p>※年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、引き落としされている本人の控除になります。</p>		
小規模企業共済等掛金控除	<p>支払額 = 控除額</p>		
生命保険料控除	<p>平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)と平成24年1月1日以後に締結した契約(新契約)があります。下表により控除額が計算できます。</p>		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除額
	(1)新契約 ・一般生命 ・個人年金 ・介護医療	1円～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円 (支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円 28,000円
	(2)旧契約 ・一般生命 ・個人年金	1円～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円 (支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円 35,000円
	<p>※新契約のみもしくは新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は28,000円、旧契約のみの限度額は35,000円です。</p> <p>※控除額は、「一般生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し合計した金額になりますが、全体の最高限度額は70,000円です。</p>		
	<p>地震保険料控除</p> <p>地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます(最高控除額25,000円)。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。下表により控除額が計算できます。</p>		
	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	地震保険料控除額
	(1)地震保険料	1円～50,000円 50,001円～	(支払った保険料の合計額) × 1/2 25,000円
	(2)旧長期損害保険料	1円～5,000円 5,001円～15,000円 15,001円～	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円 10,000円

所得控除の種類		概要・計算方法																					
寡ひ と り 婦 親 除		配偶者と死別・離婚した後再婚していない、未婚であるもしくは配偶者の生死が不明の場合で下記に該当するとき																					
寡婦控除 (女性)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">条件</th><th style="text-align: center;">控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">死別・生死不明</td><td style="text-align: center;">合計所得が500万円以下である</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">26万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">離婚</td><td style="text-align: center;">合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる</td></tr> </tbody> </table>		区分	条件	控除額	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる	26万円											
区分	条件	控除額																					
死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円																					
離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる																						
ひとり親控除		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">死別・生死不明</td><td style="text-align: center;">合計所得が500万円以下であり、子を扶養している*</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">30万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">離婚</td><td style="text-align: center;">子を扶養している*</td></tr> </tbody> </table>		死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している*	30万円	離婚	子を扶養している*	30万円														
死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している*	30万円																					
離婚	子を扶養している*																						
<p style="text-align: center;">* 住民票の続柄に「夫(未届)・妻(未届)」と記載されている場合は対象外</p> <p style="text-align: center;">※子は、生計を一にする前年中の総所得金額等が58万円以下(他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。)</p>																							
勤 労 学 生 控 除		大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下であり、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき																					
<p style="text-align: center;">控除額 26万円</p> <p style="text-align: center;">※申告時には、学校や法人から交付される証明書(学生証など)の提示をお願いします。</p>																							
障 害 者 控 除		本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が障害者であるとき。																					
障害者手帳の種類		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象者</th><th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本人</td><td style="text-align: center;">障害者</td><td style="text-align: center;">26万円</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">特別障害者</td><td style="text-align: center;">30万円</td></tr> </tbody> </table>		対象者	区分	控除額	本人	障害者	26万円		特別障害者	30万円	26万円										
対象者	区分	控除額																					
本人	障害者	26万円																					
	特別障害者	30万円																					
同一生計配偶者 又は 扶養親族		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">障害者</td><td style="text-align: center;">26万円</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">特別障害者</td><td style="text-align: center;">30万円</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">同居特別障害者</td><td style="text-align: center;">53万円</td></tr> </tbody> </table>		障害者	26万円		特別障害者	30万円		同居特別障害者	53万円	30万円											
障害者	26万円																						
	特別障害者	30万円																					
	同居特別障害者	53万円																					
手帳の種類		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手帳の種類</th><th style="text-align: center;">特別障害</th><th style="text-align: center;">普通障害</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">身体</td><td style="text-align: center;">1~2級</td><td style="text-align: center;">3~6級</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">精神</td><td style="text-align: center;">1級</td><td style="text-align: center;">2~3級</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">療育・愛護</td><td style="text-align: center;">A1~A3 A重~A中 1~2度</td><td style="text-align: center;">B1~B2 B中~B軽 3~4度</td></tr> </tbody> </table>		手帳の種類	特別障害	普通障害	身体	1~2級	3~6級	精神	1級	2~3級	療育・愛護	A1~A3 A重~A中 1~2度	B1~B2 B中~B軽 3~4度	53万円							
手帳の種類	特別障害	普通障害																					
身体	1~2級	3~6級																					
精神	1級	2~3級																					
療育・愛護	A1~A3 A重~A中 1~2度	B1~B2 B中~B軽 3~4度																					
<p style="text-align: center;">※申告時には、障害者手帳又は証明書の提示(添付)をお願いします。</p>																							
配偶者控除		<p>【配偶者控除】</p> <p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)。</p>																					
配偶者特別控除		<p>【配偶者特別控除】</p> <p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円を超え133万円以下のとき(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。</p>																					
控除額		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3" style="text-align: center;">納税義務者の合計所得金額</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th style="text-align: center;">900万円以下</th><th style="text-align: center;">900万円超 950万円以下</th><th style="text-align: center;">950万円超1,000 万円以下</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">配偶者 控除</td><td style="text-align: center;">58万円以下※1</td><td style="text-align: center;">33万円</td><td style="text-align: center;">22万円</td><td style="text-align: center;">11万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">58万円以下※2</td><td style="text-align: center;">38万円</td><td style="text-align: center;">26万円</td><td style="text-align: center;">13万円</td></tr> </tbody> </table>			配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超1,000 万円以下	配偶者 控除	58万円以下※1	33万円	22万円	11万円	58万円以下※2	38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額																					
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超1,000 万円以下																			
配偶者 控除	58万円以下※1	33万円	22万円	11万円																			
	58万円以下※2	38万円	26万円	13万円																			
配偶者 特別 控除	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円																			
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																			
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																			
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																			
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																			
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																			
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																			
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																			
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																			
	133万円超	0円	0円	0円																			
<p style="text-align: center;">※1 配偶者の年齢70歳未満</p> <p style="text-align: center;">※2 配偶者の年齢70歳以上(老人控除対象配偶者)</p>																							

所得控除の種類		概要・計算方法					
扶 養 控 除		生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が58万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)					
区分		年齢		控除額			
一般の扶養親族		16歳～18歳 23歳～70歳未満		33万円			
特定扶養親族		19歳～22歳		45万円			
老人扶養親族		70歳以上		38万円			
同居老親等扶養親族*		70歳以上		45万円			
年少扶養親族		16歳未満		なし			
* 同居老親等扶養親族…本人又は配偶者の直系尊属で同居している人							
※国外に居住する親族の申告をする場合は、親族関係書類及び送金関係書類が必要になります。							
特定親族特別控除		生計を一にする19歳～22歳の親族の前年中の合計所得金額が58万円を超える123万円以下のとき(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。					
【控除額】							
親族の合計所得金額 (給与収入のみの場合)		親族の給与収入額		控除額			
58万円超95万円以下		123万円超160万円以下		45万円			
95万円超100万円以下		160万円超165万円以下		41万円			
100万円超105万円以下		165万円超170万円以下		31万円			
105万円超110万円以下		170万円超175万円以下		21万円			
110万円超115万円以下		175万円超180万円以下		11万円			
115万円超120万円以下		180万円超185万円以下		6万円			
120万円超123万円以下		185万円超188万円以下		3万円			
基礎控除		納税義務者の合計所得金額に応じて適用される控除					
合計所得金額		控除額					
2,400万円以下		43万円					
2,400万円超2,450万円以下		29万円					
2,450万円超2,500万円以下		15万円					
2,500万円超		適用なし					

税額控除の種類と計算方法

※税額控除とは、算出された税額から差し引かれる金額のことを言います。

税額控除の種類		概要・計算方法			
調整控除		納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額			
○合計所得金額が200万円以下の場合		○合計所得金額が200万円超の場合			
①の金額から②に金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3%、県民税2%に相当する金額)		①の金額から②に金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3%、県民税2%に相当する金額)			
①下表の控除の種類欄に掲げる控除適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額		①下表の控除の種類欄に掲げる控除適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額			
②合計課税所得金額		②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
【人的控除額の差】					
控除の種類		金額			
基礎控除		5万円			
障害者控除	普通	1万円			
	特別	10万円			
同居特障		22万円			
寡婦控除		1万円			
ひとり親控除	父	1万円			
	母	5万円			
勤労学生控除		1万円			
控除の種類		金額			
納税義務者本人の合計所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	
配偶者控除		5万円		4万円 6万円	
老人控除		10万円		2万円 3万円	
扶養控除		5万円		老人 10万円	
特定		18万円		同居老親等 13万円	

税額控除の種類	概要・計算方法																																
		総所得金額の中に対象となる配当所得がある場合には、算出所得割額から控除されます。																															
配当控除	種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分																													
		市民税	県民税	市民税																													
		利益の配当等	1.6%	1.2%																													
		外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%																													
		外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%																													
住宅借入金等特別控除額	前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けており、所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除しきれない場合は市民税・県民税から控除されます。																																
	<table border="1"> <tr> <td>前年分の所得税における住宅借入金等特別控除額</td> <td>-</td> <td>住宅借入金等特別控除前の前年分の所得税額</td> <td>=</td> <td>住宅借入金等特別控除額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>市民税</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3/5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/5</td> </tr> </table>				前年分の所得税における住宅借入金等特別控除額	-	住宅借入金等特別控除前の前年分の所得税額	=	住宅借入金等特別控除額					市民税					県民税					3/5					2/5				
前年分の所得税における住宅借入金等特別控除額	-	住宅借入金等特別控除前の前年分の所得税額	=	住宅借入金等特別控除額																													
				市民税																													
				県民税																													
				3/5																													
				2/5																													
ただし、控除額は、平成26年4月から令和3年12月までの入居で特定取得又は特別特定取得に該当する場合(令和4年中の入居で一定期間のうちに契約したものも含む)は、前年分の所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度とし、それ以外の場合は5%(最高97,500円)を限度とします。																																	
次に掲げる寄附金を支出した場合、住民税から金額の一部を控除することができます。 (ア)都道府県・市町村・特別区に対する寄附金(ふるさと納税等) (イ)群馬県共同募金会又は日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金 (ウ)群馬県又は前橋市の条例で定められたもの ※群馬県条例のみに定めている場合、県民税のみ控除対象																																	
<p>【計算方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)の場合は、下記の①+②で算出する。 ※ワンストップ特例制度を適用する場合は、①+②+③で算出する ・(イ)、(ウ)の場合は、①により算出する <p>① 基本控除額 (寄附金額-2,000円) × 10% (群馬県条例のみ該当の寄附は4%) ※寄附金額は総所得金額等の30%が上限</p> <p>② 特例控除額 (ア)の寄附金額-2,000円) × 特例控除割合 ※②は市民税・県民税所得割額の20%が上限</p> <p>③ 申告特例分の控除額(ワンストップ特例) ②で求めた特例控除額 × 申告特例加算割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額-人の控除差調整額</th> <th>所得税限界税率 (復興所得税を含む)</th> <th>特例控除割合</th> <th>申告特例加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上195万円以下</td> <td>5.105%</td> <td>84.895%</td> <td>5.105/84.895</td> </tr> <tr> <td>195万円超330万円以下</td> <td>10.21%</td> <td>79.79%</td> <td>10.21/79.79</td> </tr> <tr> <td>330万円超695万円以下</td> <td>20.42%</td> <td>69.58%</td> <td>20.42/69.58</td> </tr> <tr> <td>695万円超900万円以下</td> <td>23.483%</td> <td>66.517%</td> <td>23.483/66.517</td> </tr> <tr> <td>900万円超1,800万円以下</td> <td>33.693%</td> <td>56.307%</td> <td rowspan="3">33.693/56.307</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超4,000万円以下</td> <td>40.84%</td> <td>49.16%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45.945%</td> <td>44.055%</td> </tr> </tbody> </table>				課税総所得金額-人の控除差調整額	所得税限界税率 (復興所得税を含む)	特例控除割合	申告特例加算割合	0円以上195万円以下	5.105%	84.895%	5.105/84.895	195万円超330万円以下	10.21%	79.79%	10.21/79.79	330万円超695万円以下	20.42%	69.58%	20.42/69.58	695万円超900万円以下	23.483%	66.517%	23.483/66.517	900万円超1,800万円以下	33.693%	56.307%	33.693/56.307	1,800万円超4,000万円以下	40.84%	49.16%	4,000万円超	45.945%	44.055%
課税総所得金額-人の控除差調整額	所得税限界税率 (復興所得税を含む)	特例控除割合	申告特例加算割合																														
0円以上195万円以下	5.105%	84.895%	5.105/84.895																														
195万円超330万円以下	10.21%	79.79%	10.21/79.79																														
330万円超695万円以下	20.42%	69.58%	20.42/69.58																														
695万円超900万円以下	23.483%	66.517%	23.483/66.517																														
900万円超1,800万円以下	33.693%	56.307%	33.693/56.307																														
1,800万円超4,000万円以下	40.84%	49.16%																															
4,000万円超	45.945%	44.055%																															
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	前年において、道府県民税配当割又は道府県民税譲渡割を特別徴収された場合において、これらに関する事項を記載して確定申告をしたときは、その配当割額又は譲渡割額を市町村民税・道府県民税の所得割から控除します。																																
	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>3/5</td> <td>県民税</td> <td>2/5</td> </tr> </table>				市民税	3/5	県民税	2/5																									
市民税	3/5	県民税	2/5																														